

知多市告示第 7 1 号

知多市介護施設等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市介護施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、高齢者が介護を必要としても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう介護施設、地域介護拠点等の整備及び質の高いサービスを提供するための体制整備等の促進を図る事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第 2 条 補助の対象は、県要綱に規定する施設等の整備を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人又は介護保険サービス事業者として実績を有する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社とし、県要綱第 3 条第 1 号及び 2 号に規定する地域密着型サービス等整備等助成事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費について補助金を交付する。

2 補助金の額は、県要綱の規定により市に交付される交付金等（以下「交付金等」という。）の額と同額とする。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市介護施設等整備事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第 4 条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市介護施設等整備事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 30 日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 6 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第 7 条 補助事業者は、事業計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市介護施設等整備事業費補助金計画変更申請書（第 3 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の 20 パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(変更決定の通知)

第 8 条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市介護施設等整備事業費補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日又は翌年度の4月4日のいずれか早い期日までに、知多市介護施設等整備事業費補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市介護施設等整備事業費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第12条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市介護施設等整備事業費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第3条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

年度において施設等整備事業を行うため、次のとおり知多市介護施設等整備事業費補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用方法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第4条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、知多市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第7条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補 助 事 業 の 名 称	
変更後の補助金額	円
計 画 変 更 の 理 由	
計 画 変 更 の 内 容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第8条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、知多市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり変更決定したので通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第10条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
実 施 期 間	
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書

第6号様式（第11条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、知多市補助金等
交付規則第16条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第7号様式（第12条関係）

知多市介護施設等整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補 助 事 業 の 名 称				
請 求 金 額	円			
交付決定又は確定額	円			
上記のうち受領済額	円			
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			